

千葉県農薬安全使用指導基本方針

平成 2年	3月31日	(策定)
平成 3年	3月30日	(一部改正)
平成 6年	3月14日	(一部改正)
平成11年	1月29日	(全部改正)
平成13年	1月30日	(一部改正)
平成13年1	2月27日	(一部改正)
平成15年	4月 1日	(一部改正)
平成16年	4月 1日	(一部改正)
平成17年	6月10日	(一部改正)
平成18年	8月27日	(一部改正)
平成19年	5月23日	(一部改正)
平成20年	4月 1日	(一部改正)
平成23年	8月 1日	(一部改正)
平成25年	1月 4日	(一部改正)
平成26年	1月 9日	(一部改正)
平成27年	2月17日	(一部改正)
平成30年1	2月10日	(一部改正)

1	目的	1
2	基本方針	1
3	各種留意事項	1
	(1) 人の安全に関する事項	1
	ア 中毒事故等の防止について	1
	イ 農薬中毒の応急処置について	2
	(2) 農薬の使用について	2
	(3) 水質汚濁性農薬について	3
	(4) モリネートを含有する農薬について	3
	(5) 家畜や作物の安全に関する事項	3
	ア 蚕に対する被害の防止について	3
	イ 家畜及び蜜蜂に対する被害の防止について	4
	ウ 作物に対する薬害の防止について	4
	(6) 生活環境の保全に関する事項	4
	ア 農薬や農薬の容器等の廃棄について	4
	イ 住宅地等における農薬使用について	5
	(7) 農薬取扱者に関する事項	6
4	県指導機関等における連絡体制	6
5	附記	7

1 目的

農薬の適正使用を推進するため、本県における農薬の使用に関する指導に当たる者の指針として、本方針を定める。

農作物等の病害虫や雑草の防除などに係る指導者は、以下の本方針を理解するとともに、各種の防除技術や農薬に関する知識についても積極的に習得し、農業者等への迅速かつ的確な伝達に努めることによって、農薬による事故や環境の汚染を防止するものとする。

2 基本方針

農薬は、使用目的に合った適切な使用によって、作物の収穫量や品質を確保し、労働負担を軽減させるための重要な生産資材である。

一方、農薬は使用方法を誤れば、人畜や野生動植物への影響力を有する物質である。特に、農地等の開放された場所で使用されるため、誤散布や誤飲による直接の摂取や曝露の他、不適切な使用に伴う漂流飛散、作物残留、土壌残留、及び水質汚濁等による間接的な被害をもたらすことがある。これらの事故や被害を未然に防止するために、農薬の取扱いは慎重でなければならない。

このため、農薬の使用に関する指導に当たる者は、以下の事項を基本に農薬使用者を指導啓発し、農薬使用の効率性と安全性の向上を図るものとする。

- (1) 病害虫や雑草の防除などに当たっては、目的や状況をよく考慮し、農薬以外の方法をも検討した上で、農薬の使用を必要最小限に抑え、最も安全かつ効率的な方法を組み合わせて行うこと。
- (2) 農薬の使用者は、使用目的ばかりでなく周辺環境への影響をも十分に考慮し、責任を自覚して使用すること。
- (3) 農薬は、農薬取締法に基づく農林水産大臣登録のあるもののうちから、登録内容をよく確認し、使用対象の農作物や病害虫以外の動植物への影響ができるだけ小さい薬剤を選択して、その登録内容（適用作物、使用方法、使用回数、収穫前日数、注意事項等）に従って使用すること。
- (4) 農薬取締法や毒物及び劇物取締法等の関係法令及び農薬取締法第25条第1項の規定に基づく「農薬を使用する者が遵守すべき基準」等、本方針以外に随時提示される各種の基準や指針をも十分に理解すること。

3 各種留意事項

上記基本方針の他、次に示す各種の具体的な事項に留意すること。

(1) 人の安全に関する事項

ア 中毒事故等の防止について

(ア) 安全な場所に鍵をかけて保管する等、農薬の保管管理には十分注意すること。

(イ) 農薬は他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えないこと。

(ウ) 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項をよく読んで、安全かつ適正に使用すること。

また、使用に関し不明な点がある場合は、購入先や農林総合研究センター病害虫防除課等に相談すること。

(エ) 散布作業前日及び作業後には、飲酒又は夜ふかしをしないこと。

(オ) 体調のすぐれない人、著しく疲労している人等は、散布作業に従事しないこと。

(カ) 農薬の調製又は散布を行うときは、必ずゴム手袋、農薬用マスク、保護メガネ等を着用し、防護装備を整え、かつ、農薬の取扱いを慎重に行うこと。

(キ) 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行うこと。

(ク) 風下からの散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意すること。

(ケ) 農薬を散布するときは、子供その他の散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮するとともに、居住者、通行人、家畜、蚕等に被害を及ぼさないよう、風向きに十分注意すること。

(コ) 散布作業は、風の強くない、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行うこと。

(サ) めまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には作業を中止し、医師の診断を受けること。

(シ) 作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、眼を水洗し、作業期間中は衣服を毎日取り替えること。

(ス) クロロピクリン剤等土壌くん蒸剤の取扱いについては、表示された使用上の注意事項を遵守し、安全かつ適正な使用の徹底を図ること。

また、薬剤が揮散し周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うよう指導の徹底を図ること。

イ 農薬中毒の応急処置について

(ア) 普段から、農薬事故が発生した場合に受診できる身近な医療機関を定めておくこと。

(イ) 経口摂取の場合は、農薬を排除するためできるだけ早く吐かせるが、意識障害やけいれんのあるとき、石油系の溶剤を含む薬剤又は粘膜腐食性の薬剤を飲んだときは、症状を悪化させるので吐かせないこと。

なお、薬剤が不明な場合は、吐かせずに速やかに医師の診断を受けること。

(ウ) 皮膚、衣服に付着した場合は、汚染した衣服は脱がせ、石けん又は水でよく洗浄すること。

(エ) 目に入った場合は、できるだけ早く流水で十分洗浄すること。

(オ) 呼吸による中毒を起こした場合は、速やかに新鮮な空気のあるところに移動させ、深呼吸をさせること。

(カ) 応急処置以上の処置は、素人療法では危険なので直ちに医師の診断を受けること。

また農薬の種類や剤型によっては、誤飲等の後、数時間から数十時間を経過してから重篤な中毒症状を呈する場合のあることを理解しておくこと。

(キ) 受診に当たっては、農薬の種類、使用時の状況、及び経過等を、医師にできるだけくわしく伝えること。

この場合、農薬のラベルや説明書又は農薬関係資料など治療の参考になるものを持参するとよい。

(2) 農薬の使用について

ア 農薬使用者は、次に掲げることを責務とする。

(ア) 農作物等に害を及ぼさないようにすること。

(イ) 人畜に危険を及ぼさないようにすること。

(ウ) 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(エ) 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(オ) 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものにならないようにすること。

(カ) 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

イ 農薬使用者は、食用農作物等（飼料作物を含む。）に農薬を使用するときは、適用作物、単位面積当たりの使用量の最高限度又は希釈倍数の最低限度、使用時期、剤に含まれる有効成分の種類ごとの総使用回数を遵守すること。

ウ 農薬使用者は、容器に表示された最終有効年月を超えて農薬を使用しないように努めること。

エ 農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされているか確認すること。また、農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所を注意して、洗浄を十分に行うこと。

オ 農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く）は、くん蒸により農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出すること。これを変更しようとするときも、同様とする。

(ア) 当該農薬使用者の氏名及び住所

(イ) 当該年度のくん蒸による農薬の使用計画

カ 農薬使用者は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）

を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出すること。これを変更しようとするときも、同様とする。

(ア) 当該農薬使用者の氏名及び住所

(イ) 当該年度の航空機を用いた農薬の使用計画

航空機を用いて農薬を使用しようとする区域（以下「対象区域」という。）において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるように努めること。

キ 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出すること。これを変更しようとするときも、同様とする。

(ア) 当該農薬使用者の氏名及び住所

(イ) 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画

ク 農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園、その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに隣接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するための必要な措置を講じること。

ケ 農薬使用者は、水田において農薬を使用する場合は、注意事項に記載された止水期間を遵守し、適切な水管理や畦畔整備の措置を講じること。

コ 農薬使用者は、クロルピクリンを含有する製剤を使用する時は、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じること。

サ 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めること。

(ア) 農薬を使用した年月日

(イ) 農薬を使用した場所

(ウ) 農薬を使用した農作物等

(エ) 使用した農薬の種類又は名称

(オ) 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

(3) 水質汚濁性農薬について

水質汚濁性農薬であるシマジンは、できるだけ使用しないようにすること。

(4) モリネートを含有する農薬について

モリネートを含有する農薬は、次に掲げる規制地区では使用しないこと。

東葛飾農業事務所管内	柏市、我孫子市
印旛農業事務所管内	印西市、栄町、佐倉市、成田市のうち旧成田市、酒々井町、白井市
香取農業事務所管内	香取市のうち旧佐原市
海匝農業事務所管内	匝瑳市のうち野手及び川辺
山武農業事務所管内	山武市のうち木戸、蓮沼イ、蓮沼ロ、蓮沼ニ、横芝光町のうち宮川、木戸、尾垂、及び屋形、北清水、大網白里市のうち南今泉

(5) 家畜や作物の安全に関する事項

ア 蚕に対する被害の防止について

(ア) 農薬の選定に当たっては、農薬ラベルの蚕毒に関する注意喚起マーク等をよく確認し、農薬の蚕に対する安全日数を考慮し、安全性の高いものを選定すること。

(イ) 次表に掲げる農薬を使用する際は、特に蚕に対する毒性が強いため、それぞれに示す安全距離等の条件に従うこと。

農薬の系統	安全距離等
B T水和剤	桑園の外周から、おおむね1,000m 以内では使用しない。
ネライストキシン系水和剤、水溶剤、乳剤、粉剤	
合成ピレスロイド系水和剤、乳剤、粉剤	
昆虫生育阻害剤（I G R剤）水和剤、乳剤、フロアブル剤	
ネライストキシン系粒剤	桑園に飛散しないよう十分注意する。
チオジカルブ剤粉剤、水和剤、フロアブル剤、粒剤	
合成ピレスロイド系粒剤	
昆虫生育阻害剤（I G R剤）粒剤、非散布型製剤	

注1) ここに掲げた農薬を特に使用を推奨する農薬と解してはならない。

2) 安全距離に適合する場合でも、強風時の散布は避ける。

3) 桑園の立地等について不明の点があれば、農業事務所等に照会する。

(ウ) 桑園に隣接する地域で農薬散布を行う場合は、事前に桑園所有者に連絡し、十分協議すること。

(エ) 農薬の使用に当たっては、風向きなどに十分注意して桑葉にかからないようにすること。

(オ) 農薬により桑が汚染されたと思われる場合は、桑園所有者及び農業事務所等の関係機関に連絡するとともに、桑葉の使用に際しては、安全性を確認の上使用すること。

イ 家畜及び蜜蜂に対する被害の防止について

(ア) 農薬使用場所近接地に畜舎、牧草地等がある場合は、使用前に関係者に連絡するとともに、薬剤がかからないように注意すること。

(イ) 農薬が混入した飲水や適用外農薬が付着した牧草、青刈飼料作物類は給与しないこと。

(ウ) 農薬使用場所周辺で蜜蜂の飼育が行われている場合は事前に養蜂者に連絡するとともに、蜜蜂に対する安全性が高い農薬を選定すること。

ウ 作物に対する薬害の防止について

薬害の発生は不明な点が多く、いくつかの要因が複合して発生するケースが多いが、次の事項に留意すること。

(ア) 作物の種類又は品種によっては著しく薬害を起こしやすいものがあるので農薬のラベル等で確認すること。(例：スミチオンによるアブラナ科野菜等)

(イ) 農薬の混用により薬害をおこしやすくなる場合があるので、農薬混用事例集等で確認すること。

(ウ) 適用作物、使用時期、使用量、希釈倍数、散布回数等を遵守すること。

(エ) 高温乾燥時や強風、長雨の直後には薬害を起こしやすく、また、作物の生育段階によっては薬害を受けやすい時期があるので注意すること。

(オ) 有効期限切れ農薬や保管管理が適切でなかった農薬はその品質が保証されないため注意すること。

(カ) 生育が不健全な作物ほど薬害をおこしやすいので、適切な栽培管理を心がけること。

(6) 生活環境の保全に関する事項

ア 農薬や農薬の容器等の廃棄について

(ア) 使い残しの農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守して適正な処理を行うこと。

特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮した処理を行うこと。

(イ) 使用残りの薬液が生じないよう調製を行うとともに、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、河川等に流さず、散布むらの調整等に使用すること。

(ウ) 農薬の空容器、空袋等の処理は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行うこと。

イ 住宅地等における農薬使用について

(平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号による)

(ア) 公園、街路樹等における病虫害防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあつては、当該土地・施設等の管理者、病虫害防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- a 植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- b 病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- c 病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- d 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- e 病虫害の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病虫害防除では、病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病虫害に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。

なお、現に複数の病虫害が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。
- f 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- g 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。
- h 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病虫害防除を他者に委託している場合にあつては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。

i 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。

j 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病虫害の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

(イ) 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

a 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。

b 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。

c 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあつては、飛散低減ノズルの使用に努めること。

d 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。

e 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。

f 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。

g 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。

h 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針」（平成17年9月30日農林水産省消費・安全局植物防疫課）や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成22年3月農林水産省消費・安全局植物防疫課）も参考とすること。

(7) 農薬取扱者に関する事項

ア 農薬販売者及び農薬使用者は、農薬取締法や毒物及び劇物取締法等の関係法令を遵守するとともに、農薬安全使用研修会への参加などを通じて法令や行政施策等の情報収集に努め、適正使用を推進すること。

イ 農薬の購入に当たっては、農薬取締法に基づく適正な届出のある販売者から購入すること。

4 県指導機関等における連絡体制

県農業事務所、市町村農林主務課、農業協同組合、農業共済組合、市町村植物防疫協会等は互いに密接な連携を保ち、農薬によると思われる危被害発生の事実を探知した場合は、速やかに、農林総合研究センター病虫害防除課（同分室）もしくは県農林水産部安全農業推進課に連絡すること。

5 附記

「水質汚濁性農薬の使用指導要綱」（昭和47年3月27日付け農産第110号）及び「モリネートを有効成分とする除草剤の安全使用について」（昭和53年3月24日付け農産第31号）並びに「合成ピレスロイド農薬の安全使用指導について」（昭和59年2月17日付け農産335号）に係る指導事項については本方針策定日から、本方針に引き継がれるものとする。